

平成31年4月10日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月10日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第2 公務上の災害の認定関係	第2 公務上の災害の認定関係
1 (略)	1 (同左)
2 公務上の疾病の認定	2 公務上の疾病の認定
(1) (略)	(1) (同左)
(2) 規則16—0別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病の取扱いについては、次に	(2) 規則16—0別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病の取扱いについては、次に

よるものとする。

ア 規則 16—0 別表第 1 第 2 号から第 9 号まで（同表第 2 号の 13、第 3 号の 5、第 4 号の 9、第 6 号の 5 及び第 7 号の 16 を除く。

）に掲げる疾病は、当該疾病に係る同表の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務に起因するものとして取り扱うものとする。

イ～オ （略）

カ ジアニシジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅようは、規則 16—0 別表第 1 第 7 号の 16 に該当する疾病として取り扱うものとする。

(3)～(6) （略）

3・4 （略）

よるものとする。

ア 規則 16—0 別表第 1 第 2 号から第 9 号まで（同表第 2 号の 13、第 3 号の 5、第 4 号の 9、第 6 号の 5 及び第 7 号の 15 を除く。

）に掲げる疾病は、当該疾病に係る同表の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務に起因するものとして取り扱うものとする。

イ～オ （同左）

カ ジアニシジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅようは、規則 16—0 別表第 1 第 7 号の 15 に該当する疾病として取り扱うものとする。

(3)～(6) （同左）

3・4 （同左）

以 上